

大津町国土強靱化地域計画

令和5年3月

大津町

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 事前に備えるべき目標	
3 強靱化を推進するうえでの基本的な方針	
第2章 本町の地域特性	6
1 地形的特性	
2 気候特性	
3 社会的特性	
4 本町における災害リスク	
第3章 これまでの取組と成果	15
第4章 脆弱性評価	16
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第5章 強靱化の推進方針	19
第6章 計画の推進	58
1 他の計画等の必要な見直し	
2 不断の見直し	
3 進捗管理と推進	
【別紙】	
脆弱性評価結果	61
前計画の重要業績指標（K P I）の進捗状況	92

【別冊】

国土強靱化推進方針に基づく取組等の一覧

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行され、同法に基づき、平成 26 年 6 月には国において「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められてきた。さらに、平成 30 年 12 月には基本計画の見直しが行われ、令和 2 年 12 月には、激甚化・頻発化する気象災害やインフラの老朽化等に適切に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が策定されるなど、国土強靱化の取組みの加速化・深化が図られてきた。

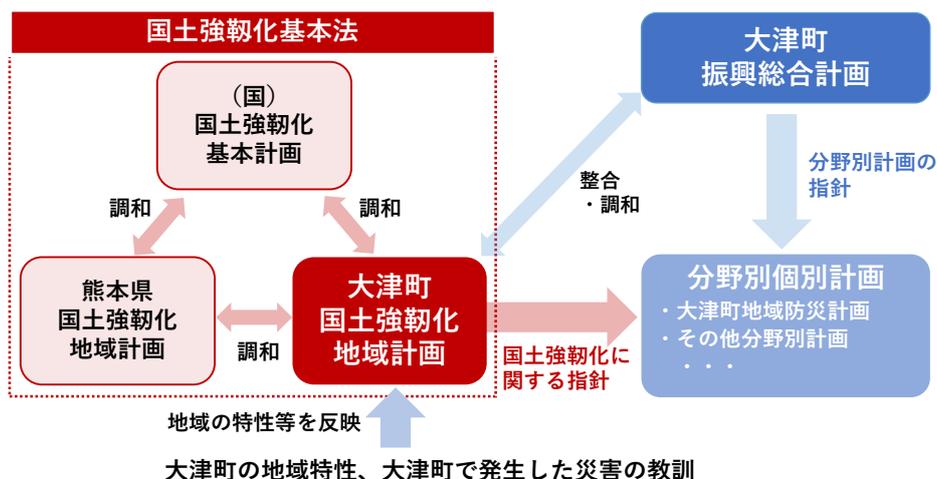
県においても、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年熊本地震」（以下「熊本地震」という。）やこれまでに発生した大規模自然災害の教訓を踏まえて、平成 29 年 10 月に「熊本県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和 3 年 12 月には、令和 2 年 7 月豪雨や新型コロナウイルス感染症の発生、国の基本計画の見直し等も踏まえ、地域計画の見直しを行っている。

本町においては、再び大災害が発生してもおかしくないとの認識の下、国や県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な町づくりを着実に推進するため、「大津町国土強靱化地域計画」を令和 2 年 3 月に策定しているが、このたび、近年の災害等、国の基本計画や県の地域計画の見直し等を踏まえて同計画を見直し、国土強靱化の取組を更に推進していくこととする。

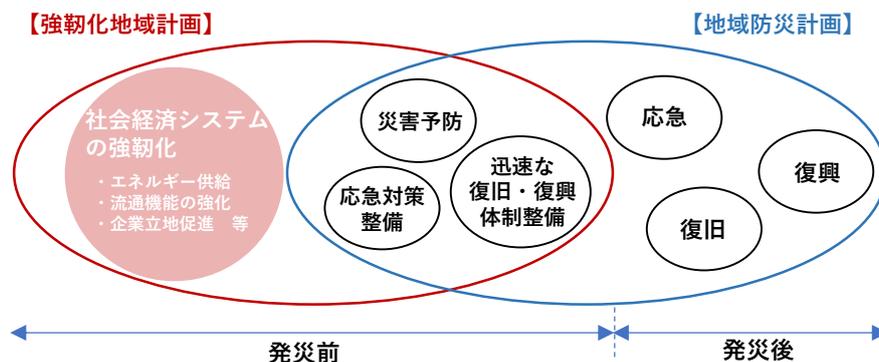
2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、大津町振興総合計画との調和を図るとともに、分野ごとの個別計画に係る国土強靱化の指針となるものである。

<基本計画や県地域計画、本町の振興総合計画等との関係>



<地域防災計画との関係>



3 計画期間

計画の内容は、今後の社会経済情勢等の変化や国土強靱化施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、上記にかかわらず、施策の進捗や社会情勢の変化、国の基本計画や県の地域計画の改訂等により見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の基本目標は、基本計画における基本目標と調和を保つよう留意することとされている。

このため、本計画では、「第6次大津町振興総合計画」の将来ビジョンである『夢と希望がかなう 元気大津』を本町の将来像として念頭におき、国土強靱化を推進するうえでの基本目標を、次の5つとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 事前に備えるべき目標

本町における国土強靱化を推進するうえで事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な形で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進するうえでの基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、平成24年九州北部豪雨や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ①本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること
- ②短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること
- ③地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④大規模災害に備え、県や近隣市町村との連携だけでなく、国や県外の地方自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を整備し、必要に応じて見直すこと
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- ④人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ⑤国や県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ⑥施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- ⑦人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

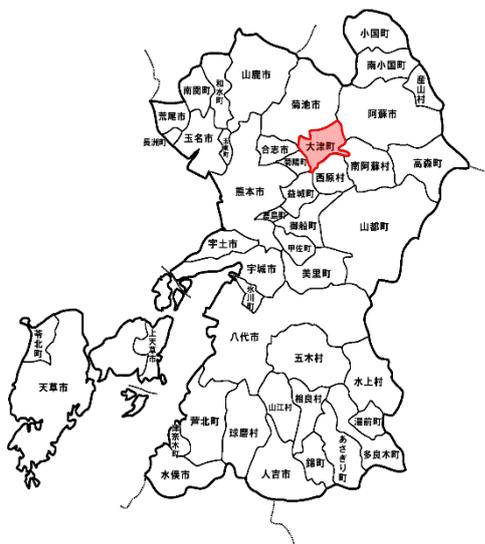
第2章 本町の地域特性

1 地形的特性

大津町は、熊本市の東方約20Km、世界最大級のカルデラを有する阿蘇山と熊本市の中間点に位置しており、別府、阿蘇、雲仙など国際観光ルートの路線にある。東西に13km、南北に11km程で、町の面積は99.10平方kmとなっている。

地形は、阿蘇外輪山西部に連なる広大な山林、原野地帯と、それより続く緩やかな傾斜をなして広がる北部畑作地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する一級河川の白川の豊かな流れによって形成された肥沃な水田地帯の中部平野、阿蘇外輪山南部から熊本空港へと連なる南部畑作台地に区分される。

<大津町の位置>



2 気候特性

大津町は、熊本地方に属し、熊本平野を中心として夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候であるが、阿蘇地域と隣接しているため、町の東側地域については、阿蘇地方の気象影響を受ける地域である。

大津町の気象概要について、気候区は暖温帯となっており、年間平均気温の平年値は15.9℃と標準的な気候となっている。年間降水量の平年値は約1,915mmで、6月～7月にかけて最も多く、この時期で年間降水量の約4割を占めている。その雨水は大地を潤し、熊本の豊富な地下水資源となっている。

3 社会的特性

(1) 人口動向

本町の人口は、長年にわたり増加を続けており、令和4年9月末現在で36,029人となっている。

年齢3区分別では、年少人口(0～14歳)が17.2%、生産年齢人口(15～64歳)が60.9%、老年人口(65歳以上)が21.9%(いずれも令和2(2020年)10月1日現在)となっており、全国や県よりは全体的に若い人口構成となっているものの、老年人口比率は徐々に増加している。

この傾向はしばらく続くことが想定され、「大津町人口ビジョン(令和4年3月改定版)」における将来人口推計(社人研準拠推計)では、2045年の人口が39,246人、老年人口比率は28.2%になると推計している。

人口の分布をみると、総人口の7割を超える約2万5千人が町の中部地区(大津、室、美咲野小学校区)に集中しており、人口増加も中部地区に集中している。

なお、町全体として人口は増加しているが、行政区単位で見るとむしろ人口減少傾向にある地区が多くなっている。また、これらの地区においては高齢化も同時に進行していることが多い。

(2) 産業

本町の産業構造は、就業者数ベースで見ると、第1次産業(農林水産業)が7.7%、第2次産業(鉱業、製造業、建設業)が33.7%、第3次産業(第1次産業、第2次産業以外)が58.5%となっており、全国や県と比較して、第2次産業の比率が高くなっている。

産業大分類別に見ると、製造業が従事者、特化係数とも高くなっており、本町は全国と比較して、製造業への依存度が高い産業構造となっている。(令和2年(2020年)国勢調査結果)

(3) 交通

①道路

道路は、町を東西に横断する国道57号(長崎県～大分県)、南北に延びる国道443号・国道325号が交差し、沿線に市街地が形成されている。

その他、幹線的な道路のうち主なものは、菊池と阿蘇を結ぶ県道(主要地方道菊池赤水

線) 線が町北部を東西に横断し、大津町と菊陽町を結ぶ県道(主要地方道大津植木線)が中心市街地を東西に横断している。また、町南部を東西に横断する県道が白川を挟んで2本(瀬田竜田線、瀬田熊本線)、国道57号と南部を繋ぐ県道が3本(岩坂陣内線、山西大津線、外牧大林線)、北部を繋ぐ県道は1本(矢護川大津線)となっている。

自動車専用道としては、国道57号北側復旧道路が大津町と阿蘇市を結んでいる。また、国が整備を進めている中九州横断道路(熊本市～大分市)については、大津町内を東西に横断するルートが想定されており、大津西～合志区間の事業化が令和4年4月に決定している。

②鉄道

町の中心部を東西にJR豊肥本線が横断し、町内に2つの駅(肥後大津駅、瀬田駅)が設置されている。

また、高森町と南阿蘇村を結ぶ南阿蘇鉄道では、2023年夏の全面復旧に併せ、JR肥後大津駅への乗り入れが予定されている。

③空路

町中心部から南へ約4km、菊陽町、益城町、西原村にまたがる台地に、約3,000mの滑走路を有する第2種空港阿蘇くまもと空港がある。

阿蘇くまもと空港は、九州の中央に位置しており、九州各県の県庁所在地までの距離が100km(ヘリコプターで片道30分の距離)前後のため、防災拠点としての優位性を有しており、平成26年(2014年)1月に策定された「九州を支える広域防災拠点構想」において重要な役割を担っている。また、平成27年(2015年)3月に国の中央防災会議幹事会で策定された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、救助や医療活動、物資受入れ等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点の一つに選定されている。さらに、平成28年(2016年)12月に策定された『大空港構想 NextStage』においては、熊本地震からの創造的復興のシンボルとして、また、地域活性化の起爆剤となるよう位置付けられており、地震をはじめ大規模災害時にも機能し得る耐震性や耐久性を持ち、かつ、高い利便性を兼ね備えた国内線ターミナルビルと国際線ターミナルビルの一体的整備が進められている。

4 本町における災害リスク

(1) 風水害

本町の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは、6月～8月にかけて大雨が降ることが多く、また、日本海側を通過する台風では、勢力の強い状態で猛威にさらされることが原因である。また、本町は、暖かく湿った空気が山地の斜面等に当たり上昇気流を発生させ、町内に集中的な大雨を発生させることもある。このような地形により、本町南部を流れる白川や、北部を流れる矢護川、平川は氾濫の可能性がある。また、白川を取水源とする井手が町の中心地を通過しており大雨時は決壊の可能性がある。

本町では、昭和55年、平成5年、平成9年及び平成24年の豪雨並びに平成3年9月の台風19号及び平成11年9月の台風18号による暴風雨は、山地崩壊を招き、土石流となって人家、耕地、その他に甚大な被害をもたらした。

<主な水害による被害>

昭和55年(8・30水害)

人的被害	被災世帯	662 世帯
	被災者数	2371 人
	死者	1 人
	軽傷者	2 人
家屋被害	全壊	7 戸
	半壊	4 戸
	床上浸水	170 戸
	床下浸水	479 戸
田畑	流失・冠水	230 ha
橋梁	流失・破壊	4 ヲ所
河川	破壊	72 ヲ所
山地	崩壊	35 ヲ所

平成3年(台風19号)

家屋被害	半壊	3 棟
	一部損壊	169 棟
畜舎被害	全壊半壊	82 件

平成9年(7・9水害)

家屋被害	床下浸水	23 戸
------	------	------

平成11年(台風18号)

家屋被害	半壊	3 棟
	一部損壊	169 棟
畜舎被害	全壊半壊	82 件

平成24年(7・11九州北部豪雨)

人的被害	被災世帯	78 世帯
	軽傷者	1 人
家屋被害	全壊	2 戸
	半壊	1 戸
	床上浸水	32 戸
	床下浸水	46 戸

(2) 地震災害

平成 28 年 4 月に熊本地震が発生し、14 日の前震でマグニチュード 6.5 を、16 日の本震でマグニチュード 7.3 を記録し、ともに最大震度 7 に達した。なお、余震も含め平成 29 年 3 月 31 日までの有感地震は 4,284 回を記録している。16 日に本震では、大津町全域で断水及び停電が発生するとともに、住民約 13,000 名が避難した。熊本地震による人的被害は 40 名（関連死 4 名、重傷者 26 名、軽傷者 10 名）にのぼり、家屋の被害は、1,526 棟（全壊 154 棟、大規模半壊 222 棟、半壊 1,150 棟）にのぼった。一般道では、国道 57 号線の寸断、県道北外輪山大津線（通称ミルクロード）の法面崩落及びその他県道・町道の路面陥落・ひび割れが発生した。

① 県内の活断層

本町に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府－万年山断層帯が存在し、マグニチュード 6 を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）において、今後 30 年以内に地震が発生する確率が高いとされている。（令和 3 年 1 月 1 日現在）

平成 28 年 4 月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード 6.5 の前震は日奈久断層帯の高野－白旗区間の活動、マグニチュード 7.3 の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後 30 年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野－白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ 0%～0.9%であった。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野－白旗区間）沿いで長さ約 6km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約 28km にわたる地表地

震断層が見つかっており、益城町堂園付近では、最大約 2.2mの右横ずれ変位が生じている。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか 28 時間以内に震度 7 の地震が 2 度発生したこと、また前震（平成 28 年 4 月 14 日）・本震（平成 28 年 4 月 16 日）以外にも最大震度 5 弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で 21 回発生したことがある（平成 29 年 9 月 30 日時点）。特に、発災後 15 日間（2 週間）において震度 1 以上を 2,959 回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の 230 回、新潟県中越地震の 680 回と比べて多い。

＜主要活断層の長期評価＞

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯（宇土半島北岸区間）	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（宇土区間）	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（布田川区間）	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯（八代海区間）	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯（日奈久区間）	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯（高野－白旗区間）	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
万年山－崩平山断層帯	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%

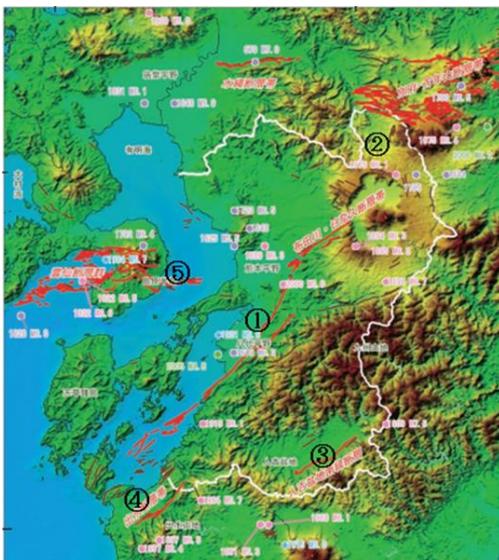
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典:主要活断層の長期評価結果一覧(算定基準日:令和3年1月1日)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

＜熊本周辺の主要活断層＞



①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

② 南海トラフ地震

静岡県駿河湾から宮崎県日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年(1707年)の宝永地震、安政元年(1854年)の安政南海地震及び昭和21年(1946年)の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

<県内における過去の主な地震・津波災害>

西暦(和暦)	地域	地震規模	主な被害
744.6.6 (大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5~6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m~20m)
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸等
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所等 震度5(阿蘇山)
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強(菊池市旭志)
2016.4.14 (平成28) [前震](注)	熊本地方	M6.5	人的被害:死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害:197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟)
2016.4.16 (平成28) [本震](注)	熊本地方	M7.3	(平成29年9月13日時点)

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

[前震時の震度]	震度7(益城町) 震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)
[本震時の震度]	震度7(益城町、西原村) 震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

<熊本県地震・津波被害想定調査結果>

平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計が行われている。(平成25年3月)

[対象] 熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] (主な項目を抜粋)

項 目 (注1)		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部運動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
地震規模 津波高	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	— 人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

(注1) 本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3) 布田川・日奈久断層帯(中部・南西部運動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

(3) 阿蘇火山噴火

阿蘇山の中岳は有史以降も噴火を繰り返し、火山砕屑物を噴出している。中岳火口は、数個の火口が南北に連なる長径 1,100m の複合火口で、近年は北端の第1火口が活動している。第1火口は非活動期には「湯だまり」と呼ばれる火口湖が形成され、活動期には湯だまりが消失して黒色砂状の火山灰(地方名ヨナ)を噴出するとともに、赤熱噴石等の放出を伴う噴火も発生し、時には、激しい水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。

現在、観光地としての人気は定着しているが、過去には死者が発生するような爆発的噴火も発生しており、昭和33年(1958年)には第1火口の突然の爆発により、死者12名、負傷者28名等の被害が生じた。近年も噴火警戒レベル3(入山規制)の噴火等が発生しているため、十分な安全確保が必要である。

<阿蘇山の主な噴火活動>

西暦(和暦)	現象	被害状況
1816. 6.12 (文化13)	噴火	噴石等を連続的に噴出。7月に噴石により1名死亡。
1872.12.30 (明治5)	噴火	硫黄採掘者が数名死亡。
1952.12.17~19 (昭和27)	噴火	噴石により負傷者13名。
1953.4.27 (昭和28)	噴火	死者6名、負傷者90余名。
1958.6.24 (昭和33)	噴火	死者12名、負傷者28名。
1979.9.6 (昭和54)	噴火	死者3名、重傷2名、軽傷9名。同年11月には宮崎県、大分県、熊本市内で降灰観測。
2014.11.25~27 (平成26)	噴火	火山灰が約7cm堆積。
2015. 9.14 (平成27)	噴火、火映現象、 火炎現象	噴煙最高2,000m。熊本県、大分県、宮崎県の一部の地域で降灰観測。
2016.10.8 (平成28)	噴火	海拔高度11,000mまで噴煙到達。熊本県、大分県、愛媛県、香川県、岡山県で降灰観測。
2019.4.16 (令和元)	噴火、火映現象、 赤熱現象、噴湯現象、 土砂流出	噴煙最高2,000m。中岳第一火口の風下側地域で降灰観測。
2019.10.7 (平成28)	噴火、火映現象、 火炎現象	噴煙最高1,700m。中岳第一火口の風下側地域で降灰観測。
2021.10.20 (平成28)	噴火、土砂流出	噴煙の高さ3,500m(10月20日噴火時)。熊本県、大分県、宮崎県で降灰確認。

第3章 これまでの取組みと評価

前計画では、強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（K P I）を用いて進捗管理を行ってきた。

設定した重要業績指標（K P I）は 55 項目あり（再掲含む）、うち 20 項目については目標を達成している。また、目標未達の 35 項目についても、14 項目は計画策定時より上向きに推移している。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた評価項目もあり単純には評価できないが、今後も継続した取組が必要である。

また、近年の頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を実施する一方、地方公共団体に対し関係する交付金・補助金の「重点化」や「要件化」という考え方を示し、地域計画により具体的な取組内容を掲載することが求められてきた。

このような国の動きに呼応し、町においては、具体的な取組内容や事業箇所等を明記した「国土強靱化推進方針に基づく取組一覧」を作成し、更なる国土強靱化の推進に取り組んできた。

今後も、各種インフラの老朽化等に対して適切に対応しつつ、令和 2 年 7 月豪雨等に見られるように激甚化・頻発化する自然災害においても町民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持できる体制を構築していくために、国土強靱化に関する取組みの更なる加速化・深化が必要である。

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国の基本計画や県地域計画、また、本町における地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる42の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の崩壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地でのアクセス道路途絶等による食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
		2-3	アクセス道路途絶等による多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断や支援ルートの途絶等による企業の生産力低下及び社会経済活動維持への甚大な影響
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による町土の荒廃
		7-6	火山噴火による地域社会への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な形で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-4	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-8	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(3) 評価の実施手順

- ① 各課において、42の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現行施策を抽出し、現行施策で十分対応できているか、脆弱性の分析・評価を行う。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組み状況や現状の課題を分析するとともに、脆弱性の評価を行った。脆弱性評価の結果は、別紙のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

第2章で示した本町の地域特性や、第4章の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な以下の施策を推進する。

なお、以下の施策に係る具体的な施策の推進方策は、別紙「国土強靱化推進方針に基づく取組等の一覧」のとおりとする。

1 直接死を最大限防ぐ

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【都市計画課】

- 町内における木造住宅の耐震化を促進するため、国や県と連携し住宅の耐震化に対する耐震改修事業を推進し、町民への啓発や耐震改修に係る技術者育成等を進める。

(宅地の耐震化) 【都市計画課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(家庭・事業所における地震対策) 【防災交通課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、県が実施する緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）への参加を促す。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【防災交通課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、平成24年7月九州北部豪雨、熊本地震、令和2年7月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応管理業務システムの見直しを図る。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【防災交通課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、大津町地域防災計画に基づいた職員対応を

周知し、防災訓練の実施においては、各部署における災害対応業務の確認及び実践訓練を実施する。

（過去の教訓や経験の伝承）【防災交通課】

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、県が実施する災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等へ協力するとともに、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

（公共建築物、学校及び教育・保育施設の耐震化）【防災交通課・子育て支援課・学校教育課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、県等と連携し、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を促進する。
- 学校等において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校等施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化を促進する。

（医療施設、社会福祉施設の耐震化）【福祉課・介護保険課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化）【防災交通課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。

（要支援者対策の推進）【防災交通課・福祉課・介護保険課】

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や、地域との連携による個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）【商業観光課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総合政策課・防災交通課・企業振興課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、県と連携して平時から外国語によ

る表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校及び教育・保育施設の災害対応の機能向上）【子育て支援課・学校教育課】

- 大規模災害時、児童生徒等の身の安全を確保するため、学校内等で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒等が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内等のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（１－２）密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（ガス設備の耐災性の強化）【防災交通課】

- 地震、水害等による大規模災害に備え、LPガス容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進やガス設備の新設又は取り換え時におけるガス放出防止型高圧ガスホース等の設置などのLPガス事業者における自主保安活動を積極的に促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【防災交通課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、平成24年7月九州北部豪雨、熊本地震、令和2年7月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応管理業務システムの見直しを図る。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、大津町地域防災計画に基づいた職員対応を周知し、防災訓練の実施においては、各部署における災害対応業務の確認及び実践訓練を実施する。

（過去の教訓や経験の伝承）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、県が実施する災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等へ協力するとともに、それらを活用した防災

教育を行う。

（公共建築物、学校施設及び教育・保育施設の火災防止）【防災交通課・子育て支援課・学校教育課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の火災倒壊等を防止するため、火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校等において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校等施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の防火設備の適切な維持管理を促進する。

（医療施設、社会福祉施設の火災防止）【福祉課・介護保険課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、スプリンクラーの設置を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の火災防止）【防災交通課・都市計画課】

- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、各消防本部を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

（要支援者対策の推進）【防災交通課・福祉課・介護保険課】（再掲）

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や、地域との連携による個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）【商業観光課】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総合政策課・防災交通課・企業振興課】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、県と連携して平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校及び教育・保育施設の災害対応の機能向上）【子育て支援課・学校教育課】（再掲）

- 大規模災害時、児童生徒等の身の安全を確保するため、学校内等で全教職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童

生徒等が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内等のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【防災交通課】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、平成 24 年 7 月九州北部豪雨、熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応管理業務システムの見直しを図る。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、大津町地域防災計画に基づいた職員対応を周知し、防災訓練の実施においては、各部署における災害対応業務の確認及び実践訓練を実施する。

(過去の教訓や経験の伝承) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、県が実施する災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等へ協力するとともに、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【防災交通課・建設課・下水道課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街地を流下する河川、調整池や下水道の整備等、ハード対策を重点的に実施する。特に、洪水調整を目的とした立野ダムについては、様々な情報を収集し、町の防災対策との連動を推進する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、県の統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報を住民の避難対策に活用する。また、最大規模の洪水を想定したハザードマップを作成し、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を図る。なお、ハザードマップの作成においては、国・県管理河川に加え、町管理河川においても独自に作成する。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設課】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(避難指示等の適切な発令) 【防災交通課】

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、町が避難指示等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国、県のガイドラインに基づく見直しを推進する。
- 避難指示等を踏まえ、町民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【防災交通課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関との災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、5段階の警戒レベルを踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。
- 台風や大雨などの災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」(防災行動計画)の普及に県と連携し取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。
- 日常の生活空間の中でハザードマップを可視化するため、町や自主防災組織による想定浸水深や避難場所などの防災標識(リアルハザードマップ)の整備を促進する。
- 一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、広域避難の必要性が生じた場合に、円滑に広域避難が実施できるよう、平時からの準備・検討を促進する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【防災交通課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情

報伝達体制による訓練を行う。

- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（要支援者対策の推進）【防災交通課・福祉課・介護保険課】（再掲）

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や、地域との連携による個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）【商業観光課】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総合政策課・防災交通課・企業振興課】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、県と連携して平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校及び教育・保育施設の災害対応の機能向上）【子育て支援課・学校教育課】（再掲）

- 大規模災害時、児童生徒等の身の安全を確保するため、学校内等で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒等が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内等のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進）【防災交通課・建設課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街地を流下する河川、調整池や下水道の整備等、ハード対策を重点的に実施する。特に、洪水調整を目的とした立野ダムについては、様々な情報を収集し、町の防災対策との連動を推進する。

- 避難指示等の迅速な判断、住民の迅速な避難につながるよう、水位計、河川カメラにより河川情報の充実・強化を図る。
- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、国・県及び周辺自治体と連携した「流域治水」を推進する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、県の統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報を住民の避難対策に活用する。また、最大規模の洪水を想定したハザードマップを作成し、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を図る。なお、ハザードマップの作成においては、国・県管理河川に加え、町管理河川においても独自に作成する。
- 台風や大雨などの災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」（防災行動計画）の普及に県と連携し取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。

（社会福祉施設等の水害対策強化）【福祉課・介護保険課】

- 大雨等による水害の発生時、社会福祉施設等の利用者が円滑で安全に避難できるよう、垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修等を促進する。

（1-4）大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（災害対応業務の標準化・共有化）【防災交通課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、平成 24 年 7 月九州北部豪雨、熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応管理業務システムの見直しを図る。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、大津町地域防災計画に基づいた職員対応を周知し、防災訓練の実施においては、各部署における災害対応業務の確認及び実践訓練を実施する。

（過去の教訓や経験の伝承）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、県が実施する災害関連資料を収集・整理・

保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等へ協力するとともに、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

（阿蘇山噴火時の避難体制の整備）【防災交通課】

- 火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、火山災害時の対応等について啓発する。
- 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図る。

（山地・土砂災害対策の推進）【防災交通課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、県と連携した治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、県と連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。
- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

（要支援者対策の推進）【防災交通課・福祉課・介護保険課】（再掲）

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や、地域との連携による個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）【商業観光課】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総合政策課・防災交通課・企業振興課】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、県と連携して平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校及び教育・保育施設の災害対応の機能向上）【子育て支援課・学校教育課】（再掲）

- 大規模災害時、児童生徒等の身の安全を確保するため、学校内等で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒等が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内等のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地でのアクセス途絶等による食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(エネルギー供給源の多様性の確保) 【防災交通課・環境保全課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も電気が使えるよう、住宅・事業所への太陽光発電設備と蓄電池の導入を促進し、「エネルギー面で強靱な防災型住宅」の普及を図る。また、防災拠点や避難所となる公共施設の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(ライフライン事業者との連携促進) 【防災交通課・建設課】

- ライフライン事業者と協定を締結して早期復旧のための連携を強化するとともに、優先的に供給(復旧)する重要施設をあらかじめ事業者と共有することでエネルギーの優先供給を受けられる体制の整備を図る。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【防災交通課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(県や町での備蓄の推進) 【防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等や、感染症対策に必要な物資の供給を迅速に行えるよう、町における必要な備蓄を促進する。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【防災交通課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。
- 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよ

う県と連携するとともに、「熊本県市町村災害時応援協定」及びその他市町村との災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

- 大規模災害時に国や県が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）【防災交通課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、県と連携してアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備などを働きかけ、水道施設の耐震化を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（2-2）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（避難所の体制整備）【防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室・福祉課・下水道課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化及びバリアフリー化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレの検討を含め各種トイレ等の整備を進める。
- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など、円滑な避難所運営体制の構築のため、新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえた避難所運営マニュアル作成等の取組みを促進する。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

(指定避難所等の確保及び周知) 【防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室・福祉課・介護保険課】

- 大規模災害時、災害の規模や新型コロナウイルス感染症対策等により、十分な受入れができないおそれがあるため、町において、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しと住民への周知徹底を図る。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【介護保険課・健康保険課】

- 避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(福祉避難所の円滑な運営) 【新型コロナウイルス感染症対策室・福祉課・介護保険課】

- 円滑な避難所運営体制の構築のため、新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえた福祉避難所運営マニュアル作成及び見直しの取組みを促進する。

(熊本DCATの受入体制整備) 【福祉課・介護保険課】

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、DCAT、DMAT、介護職員ボランティア等のスムーズな受援ができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

(指定避難所以外の避難者の把握体制) 【防災交通課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康保険課】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後から様々な広報媒体を利用して、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(災害時の活動拠点等の整備) 【防災交通課・商業観光課】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携して道の駅の防災機能強化を図る。

(2-3) アクセス道路途絶等による多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み) 【防災交通課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県や関係機関等と連携した、

孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発等に取り組む。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【農政課・建設課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

（防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入）【防災交通課・環境保全課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（自主防災組織等の活動の強化）【防災交通課】

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。
- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

（山地・土砂災害や浸水等への対策推進）【防災交通課・農政課・建設課】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、県に対して治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を要望していくとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。
- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

（2-4）自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防施設の耐災性の強化）【防災交通課】

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。

(消防の災害対処能力の強化) 【防災交通課】

- 大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。

(県内消防応援隊の活用) 【防災交通課】

- 大規模災害時における十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。

(自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【防災交通課】

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県と連携して県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の役割について、訓練等を通して認識の共有を図る。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【防災交通課】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、平成 24 年 7 月九州北部豪雨、熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応管理業務システムの見直しを図る。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【防災交通課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用して資機材の整備を推進する。

(自主防災組織等の活動の強化) 【防災交通課】 (再掲)

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。
- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取

組みについて支援する。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（緊急交通路の確保）【防災交通課】

- 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

（2-5）想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【防災交通課】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、沿道に多数の店舗を有するコンビニ等の民間施設との協定の締結を推進する。

（帰宅困難者や徒歩帰宅者等のための公園緑地の整備）【都市計画課】

- 滞在場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場を確保するため、公園施設の老朽化対策や公園緑地の再整備を着実に進める。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総合政策課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

（2-6）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築）【防災交通課】

- 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、県と連携のうえ、救助・救急等の活動や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築を図る。

（活動に必要な燃料の供給）【防災交通課】

- 町外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を図るとともに、消防本部においては国の補助や無償貸与制度を活用した燃料補給車の整備を進める。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(医療救護活動の体制整備) 【健康保険課】

- 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、関係者と連携し、救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。

(実働機関のヘリコプターの活用) 【防災交通課・健康保険課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場を確保する。（燃料補給を含む。）

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【新型コロナウイルス感染症対策室・健康保険課・環境保全課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康保険課・介護保険課】（再掲）

- 避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【健康保険課】（再掲）

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後から様々な広報媒体を利用して、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

（生活用水の確保）【防災交通課・環境保全課・子育て支援課・学校教育課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校等のプールの利用について学校等施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを推進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等を推進する。

（下水道BCPの充実）【下水道課】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

（家畜伝染病対策の充実・強化）【農政課】

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施し、家畜保健衛生所や農業団体等が一体となって、家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化を図る。

（2-8）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（バリアフリー等の防災機能強化）【防災交通課・福祉課・介護保険課・下水道課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、町が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化及びバリアフリー化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

（避難所環境の充実）【防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室】

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、食料等や感染症対策に必要な物資の備蓄に加え、町における新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえた避難所運営マニュアルの作成等の取組みを促進する。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康保険課・介護保険課】（再掲）

- 避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（熊本DCATの受入体制整備）【福祉課・介護保険課】（再掲）

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、DCAT、DMAT、介護職員ボランティア等のスムーズな受援ができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

（指定避難所以外の避難者の把握体制）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【健康保険課】（再掲）

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後から様々な広報媒体を利用して、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

（3-1）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【防災交通課・各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、公園施設の老朽化対策や広域避難における安全性確保に資する公園緑地の再整備を着実に進める。

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化や施設・設備の浸水被害防止対策を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。代替施設については、災害危険度等の状況の変化等に応じて随時見直しを行う。

（業務継続可能な体制の整備）【総務課・総合政策課・財政課・防災交通課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の見直しを図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等について、随時見直しを行う。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

（学校における業務のスリム化とBCPの策定）【学校教育課】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町の防災担当部局や地域の自治組織等との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【防災交通課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、新庁舎建設に併せて防災システムを整備する。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

（自治体間の受援・応援体制の構築）【総務課・防災交通課】

- 他市町村との応援体制を円滑にするため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図る。

(防災訓練の実施) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、大津町地域防災計画に基づいた職員対応を周知し、防災訓練の実施においては、各部署における災害対応業務の確認及び実践訓練を実施する。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【防災交通課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【防災交通課】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化) 【防災交通課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。
- 国、県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設課】

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。

（４－２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【防災交通課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（通信手段の機能強化）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。
- 国、県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

（４－３）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難指示等の適切な発令) 【防災交通課】 (再掲)

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、町が避難指示等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国、県のガイドラインに基づく見直しを推進する。
- 避難指示等を踏まえ、町民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【防災交通課】 (再掲)

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関との災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、5段階の警戒レベルを踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。
- 台風や大雨などの災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」(防災行動計画)の普及に県と連携し取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。
- 日常の生活空間の中でハザードマップを可視化するため、町や自主防災組織による想定浸水深や避難場所などの防災標識(リアルハザードマップ)の整備を促進する。
- 一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、広域避難の必要性が生じた場合に、円滑に広域避難が実施できるよう、平時からの準備・検討を促進する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【防災交通課】 (再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築する。

- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（通信手段の機能強化）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。
- 国、県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【防災交通課】

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

（5-1）サプライチェーンの寸断や支援ルートの途絶等による企業の生産力低下及び社会経済活動維持への甚大な影響

（事業者におけるBCP等策定促進）【商業観光課・企業振興課】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

（金融機関や商工団体等との連携）【商業観光課・企業振興課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進によ

り商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【建設課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

（５－２）エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（エネルギー供給に向けた燃料供給体制の構築）【防災交通課】

- 大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の途絶を防ぐため、県と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

（社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（５－３）農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設等の保全）【農政課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水

路等、農地・農業用施設の計画的な整備、及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

（災害時の集出荷体制等の構築）【農政課】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

（農業施設等の耐候性等の強化）【農政課】

- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災による施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力低下を防止するため、園芸産地における事業継続計画（BCP）の策定や協力体制の構築を推進する。
- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災による施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力低下を防止するため、既存ハウスの補強や気象災害に強い耐候性強化型ハウス、防風施設等気象災害軽減施設、降灰に係る洗浄施設、被覆施設等の導入を促進する。

（共済加入の促進）【農政課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

（５－４）基幹的交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（交通ネットワークの確保に向けた鉄道事業者との連携）

- 大規模災害時の鉄道輸送機能を確保するため、国、県や交通事業者と連携しながら、地域鉄道等が被災した場合の早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

（５－５）金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（事業者におけるBCP等策定促進）【商業観光課・企業振興課】（再掲）

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

（5-6）食料等の安定供給の停滞

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【防災交通課・建設課】

- 大規模災害時に国や県が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。
- ライフライン事業者と協定を締結して早期復旧のための連携を強化するとともに、優先的に供給（復旧）する重要施設をあらかじめ事業者と共有することでエネルギーの優先供給を受けられる体制の整備を図る。
- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。
- 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう県と連携するとともに、「熊本県市町村災害時応援協定」及びその他市町村との災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（災害時の活動拠点等の整備）【防災交通課・商業観光課】（再掲）

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、県と連携して道の駅の防災機能強化を図る。

（5-7）異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（応急給水、水道の応急復旧体制の整備）【防災交通課】

- 大規模災害時に、水道企業団と連携して被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【防災交通課・環境保全課・子育て支援課・学校教育課】（再掲）

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校等のプールの利用について学校等施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを推進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等を推進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

（6-1）電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【防災交通課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

（防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入）【防災交通課・環境保全課】（再掲）

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築）【防災交通課】

- 大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の途絶を防ぐため、県と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

（6-2）上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【防災交通課】（再掲）

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、県と連携してアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備などを働きかけ、水道施設の耐震化を促進する。

（応急給水、水道の応急復旧体制の整備）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時に、水道企業団と連携して被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【防災交通課・環境保全課・子育て支援課・学校教育課】（再掲）

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校等のプールの利用について学校等施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを推進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等を推進する。

（上水道BCPの策定）【防災交通課】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、水道企業団の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを支援する。

（工業用水道施設の強靱化）【工業用水道課】

- 工業用水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、工業用水道事業費補助金等を活用し、耐震化や老朽化設備の計画的な更新等を推進する。

(九州内の工業用水道事業者間の連携体制の整備) 【工業用水道課】

- 被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、九州内の工業用水道事業者間において締結した「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、備蓄品情報の交換及び定期的な訓練の実施を推進する。

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等) 【下水道課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ等の整備を推進する。

(浄化槽の整備等) 【下水道課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための補助制度等を整備する。

(下水道BCPの充実) 【下水道課】 (再掲)

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(6-4) 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総合政策課】 (再掲)

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【総合政策課・商業観光課】

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよ

う啓発を行う。

- 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【農政課・建設課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（6-5）防災インフラの長期間にわたる機能不全

（施設の長寿命化、災害復旧事業の推進）【農政課・建設課】

- 大規模災害時の長期間にわたる機能不全を防ぐため、保全施設の整備及び長寿命化計画の策定・変更を行い老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

（7-1）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【防災交通課・都市計画課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを推進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部と連携した、普及促進を図る。

（消防の災害対処能力の強化）【防災交通課】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。また、山林火災等にも対応できるよう、消防水利の不足する箇所へは、消火栓及び耐震性防火水槽等の消防水利の設置を行う。

（県内消防応援隊の活用）【防災交通課】

- 大規模災害時における十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。

（自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）

【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県と連携して県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の役割について、訓練等を通して認識の共有を図る。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【防災交通課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用して資機材の整備を推進する。

（帰宅困難者や徒歩帰宅者等のための公園緑地の整備）【都市計画課】（再掲）

- 滞在場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場を確保するため、公園施設の老朽化対策や公園緑地の再整備を着実に進める。

（7-2）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【都市計画課】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。

（被災建築物等の迅速な把握）【都市計画課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(7-3) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農政課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い計画的に改修を進めるとともに、築造後数十年経過している農業用ダムについては、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。
- ため池管理者及び「ため池サポートセンター」との連携による日常管理や緊急体制の整備、町によるハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【建設課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

(有害物質の流出対策等) 【環境保全課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国、県及び事業者と連携した取組みを進める。

(アスベスト対策) 【環境保全課・都市計画課】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備するとともに、保健所との連携体制を構築する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

(NBC災害に対応する資機材の整備) 【環境保全課】

- 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、県や関係機関と連携し、特殊災害(NBC災害)に対応する体制を整備する。

(7-5) 農地・森林等の被害による町土の荒廃

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農政課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）【農政課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）【農政課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

（治山・砂防施設等の計画的な整備の推進）【防災交通課・農政課】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、県に対して治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を要望していく。

（中山間地域の振興）【防災交通課・農政課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となる地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

（7-6）火山噴火による地域社会への甚大な影響

（阿蘇山噴火時の避難体制の整備）【防災交通課】（再掲）

- 火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、火山災害時の対応等について啓発する。
- 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図る。

（災害対応業務の標準化・共有化）【防災交通課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、平成 24 年 7 月九州北部豪雨、熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応管理業務システムの見直しを図る。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、大津町地域防災計画に基づいた職員対応を周知し、防災訓練の実施においては、各部署における災害対応業務の確認及び実践訓練を実施する。

（共済加入の促進）【農政課】（再掲）

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

（農業施設等の耐候性等の強化）【農政課】（再掲）

- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災による施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力低下を防止するため、園芸産地における事業継続計画（BCP）の策定や協力体制の構築を推進する。
- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災による施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力低下を防止するため、既存ハウスの補強や気象災害に強い耐候性強化型ハウス、防風施設等気象災害軽減施設、降灰に係る洗浄施設、被覆施設等の導入を促進する。

（降灰対策の推進）【環境保全課・健康保険課・建設課】

- 降灰による住民生活への被害等を防ぐため、道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関の連携体制を強化する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（8-1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制等の構築）【環境保全課】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などの災害廃棄物処理計画の策定を行う。
- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地の選定をしておく。

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、関係団体等と締結した廃棄物処理に関する協定を基に、平時から相互協力のための連携強化を図る。

(8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材の確保) 【建設課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

(学校における人材の育成) 【学校教育課】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

(災害ボランティアとの連携) 【総務課・防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室】

- 大規模災害時、町とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、新型コロナウイルス感染症への対策も含め、ボランティア関係者の受入れを前提とした連携体制の構築を促進する。

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・防災交通課・税務課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県の実施する住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に職員を参加させるとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被災建築物等の迅速な把握) 【都市計画課】 (再掲)

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備) 【生涯学習課】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【生涯学習課】

- 大規模災害後、復旧に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・防災交通課・税務課】 (再掲)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県の実施する住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に職員を参加させるとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被災者の住まいの確保と再建) 【都市計画課】

- 住家を失った被災者が、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう平時から運営体制を整備するとともに、関係機関と連携し、一日も早く被災前の生活を取り戻していただくことを目的とした住まいの再建支援策を活用し、住まいの再建が完了するまで進捗管理を行う。

(地籍情報の適正な管理) 【税務課】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認が円滑にできるようにする。

(自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等) 【防災交通課】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、住民に地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済の周知・啓発を図る。

(災害ボランティアとの連携) 【総務課・防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室】 (再掲)

- 大規模災害時、町とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、新型コロナウイルス感染症への対策も含め、ボランティア関係者の受入れを前提とした連携体制の構築を促進する。

(相談体制の整備) 【福祉課・介護保険課】

- 大規模災害時に住民からの各種相談に対応できるよう、社会福祉協議会等と連携した相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商業観光課・企業振興課】 (再掲)

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(8-4) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

- 本町の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道事業者等との連携) 【総合政策課】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、国、県や交通事業者と連携しながら、地域鉄道が被災した場合の早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

(災害時の交通安全対策) 【防災交通課】

- 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、災害時の交通規制等に関する交通安全教育の推進を図る。

(地籍情報の適正な管理) 【税務課】 (再掲)

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認が円滑にできるようにする。

(8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【建設課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震・洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

(8-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防火・耐震対策) 【生涯学習課】

- 大規模災害時に、国指定等文化財等が受ける被害を可能な限り減じるために、防火・耐震対

策を進める。

（地域における共助の推進）【福祉課】

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町および社会福祉協議会と自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総合政策課・防災交通課】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

（地域と学校の連携）【学校教育課】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

（地域コミュニティの維持）【総合政策課・新型コロナウイルス感染症対策室・福祉課・介護保険課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを、社会福祉協議会と連携のうえ支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、新型コロナウイルス感染症への対策も踏まえ、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【防災交通課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用して資機材の整備を推進する。

（8-7）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課・防災交通課・税務課】（再掲）

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県の実施する住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に職員を参加させるとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災者の住まいの確保と再建）【都市計画課】（再掲）

- 住家を失った被災者が、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう平時から運営体制を整備するとともに、関係機関と連携し、一日も早く被災前の生活を取り戻していただくことを目的とした住まいの再建支援策を活用し、住まいの再建が完了するまで進捗管理を行う。

（地籍情報の適正な管理）【税務課】（再掲）

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認が円滑にできるようにする。

（自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、住民に地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済の周知・啓発を図る。

（金融機関や商工団体等との連携）【商業観光課・企業振興課】（再掲）

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

（8-8）風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【防災交通課・商業観光課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 町内観光事業者と連携体制を構築のうえ、被害状況等に関する正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

第6章 計画の推進

1 他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における分野ごとの個別計画の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 不断の見直し

本計画の計画期間は、「はじめに」の3に記載のとおりであるが、計画期間内においても施策の進捗や社会情勢の変化、国の基本計画や県の地域計画の改訂等により見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

3 進捗管理と推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返す、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

＜重要業績指標（KPI）一覧＞

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	関係する リスクシナリオ
1 直接死を最大限防ぐ					
防災訓練参加者数	4,122人	R4	4,500人	R9	1-1
住宅の耐震化率	96.7%	R2	100.0%	R7	1-1
町立学校の非構造部材の耐震対策率	77.7%	R4	100.0%	R9	1-2
多数の者が利用する建築物の耐震化率	96.6%	R2	100.0%	R7	1-2
道路改良及び舗装の補修等	19路線/年	R3	20路線/年	R8	1-4
道路網の整備率	83.1%	R3	84.0%	R8	1-4
橋梁長寿命化修繕計画(点検)	30箇所/年	R3	30箇所/年	R8	1-4
橋梁点検実施率	20.0%/年	R3	20.0%/年	R8	1-4
橋梁長寿命化修繕計画(補修)	1箇所/年	R3	1箇所/年	R8	1-4
下井手護岸整備	3,535m	R3	4,385m	R9	1-4
2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する					
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	19路線/年	R3	20路線/年	R8	2-1, 2-3, 2-4, 2-6
道路網の整備率<再掲>	83.1%	R3	84.0%	R8	2-1, 2-3, 2-4, 2-6
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	R3	30箇所/年	R8	2-1, 2-3, 2-4, 2-6
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	R3	20.0%/年	R8	2-1, 2-3, 2-4, 2-6
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	R3	1箇所/年	R8	2-1, 2-3, 2-4, 2-6
非常食備蓄数	36,000食	R3	60,000食	R9	2-1
福祉避難所連絡会の開催	0回	R3	1回以上	R9	2-2
自主防災組織 組織率(組織した行政区の世帯数/町内世帯数)	68.6%	R3	90.0%	R9	2-3
林業作業道整備	2,924m	R3	4,134m	R9	2-3
機能別消防団制度の導入	未実施	R2	実施	R7	2-3
予防接種法に基づく予防接種麻疹/風しんワクチンの接種率	92.0%	R3	100.0%	R9	2-7
3 必要不可欠な行政機能は確保する					
多数の者が利用する建築物の耐震化率<再掲>	96.6%	R2	100.0%	R7	3-3
防災訓練参加者数<再掲>	4,122人	R4	4,500人	R9	3-3
地域と一体となった訓練の実施数	91.7%	R3	92.0%	R9	3-3
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する					
災害時避難行動要支援者名簿記載情報の提供同意者割合	46.8%	R3	59.1%	R9	4-3

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	関係する リスクシナリオ
5 経済活動を機能不全に陥らせない					
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	19路線/年	R3	20路線/年	R8	5-1, 5-2, 5-6, 5-9
道路網の整備率<再掲>	83.1%	R3	84.0%	R8	5-1, 5-2, 5-6, 5-9
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	R3	30箇所/年	R8	5-1, 5-2, 5-6, 5-9
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	R3	20.0%/年	R8	5-1, 5-2, 5-6, 5-9
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	R3	1箇所/年	R8	5-1, 5-2, 5-6, 5-9
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる					
合併処理浄化槽の普及率	73.4%	R3	75.0%	R8	6-3
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	19路線/年	R3	20路線/年	R8	6-4, 5-7
道路網の整備率<再掲>	83.1%	R3	84.0%	R8	6-4, 5-7
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	R3	30箇所/年	R8	6-4, 5-7
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	R3	20.0%/年	R8	6-4, 5-7
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	R3	1箇所/年	R8	6-4, 5-7
林業作業道整備<再掲>	2,924m	R3	4,134m	R9	6-4
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					
間伐面積	22.9ha	R3	27.88ha	R9	7-6
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な形で復興できる条件を整備する					
防災士登録者数	110人	R3	120人	R9	8-6
自主防災組織 組織率(組織した行政区の世帯数/町内世帯数)<再掲>	68.6%	R3	90.0%	R9	8-6
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	19路線/年	R3	20路線/年	R8	8-4
道路網の整備率<再掲>	83.1%	R3	84.0%	R8	8-4
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	R3	30箇所/年	R8	8-4
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	R3	20.0%/年	R8	8-4
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	R3	1箇所/年	R8	8-4
下井手護岸整備<再掲>	3,535m	R3	4,385m	R9	8-5

【別紙】 脆弱性評価結果

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【都市計画課】

- 本町の住宅の耐震化率は全国平均に追いついてきているが、今後見込まれる日奈久断層帯を震源とする大規模地震時に、住宅倒壊による多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を継続して促進する必要がある。

(宅地の耐震化) 【都市計画課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(家庭・事業所における地震対策) 【防災交通課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【防災交通課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【防災交通課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(過去の教訓や経験の伝承) 【防災交通課】

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(公共建築物、学校及び教育・保育施設の耐震化) 【防災交通課・子育て支援課・学校教育課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校等施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化を促進する必要がある。

（医療施設、社会福祉施設の耐震化）【福祉課・介護保険課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊等により、傷病者の治療に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化を促進する必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化）【防災交通課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。

（要支援者対策の推進）【防災交通課・福祉課・介護保険課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

（観光客の安全確保等）【商業観光課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総合政策課・防災交通課・企業振興課】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

（学校等の災害対応の機能向上）【子育て支援課・学校教育課】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内等での情報連絡体制の整備及び児童生徒等が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（ガス設備の耐災性の強化）【防災交通課】

- 大規模地震等の発生時、LPガス容器の転倒、破損等により、火災等が発生するおそれがあるため、ガス漏れ防止策等を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【防災交通課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(過去の教訓や経験の伝承) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(公共建築物、学校及び教育・保育施設の火災防止) 【防災交通課・子育て支援課・学校教育課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校等施設の火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の防火対策を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の火災防止) 【福祉課・介護保険課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の火災等により、傷病者の治療に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の火災防止) 【防災交通課・都市計画課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の防火対策を進める必要がある。

(要支援者対策の推進) 【防災交通課・福祉課・介護保険課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【商業観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総合政策課・防災交通課・企業振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校等の災害対応の機能向上) 【子育て支援課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内等での情報連絡体制の整備及び児童生徒等が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【防災交通課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(過去の教訓や経験の伝承) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【防災交通課・建設課・下水道課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設課】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難指示等の適切な発令) 【防災交通課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、町において避難指示等が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【防災交通課】

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【防災交通課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(要支援者対策の推進) 【防災交通課・福祉課・介護保険課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【商業観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総合政策課・防災交通課・企業振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校等の災害対応の機能向上) 【子育て支援課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内等での情報連絡体制の整備及び児童生徒等が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進) 【防災交通課・建設課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、国・県及び周辺自治体と連携した「流域治水」を計画的に推進するとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(社会福祉施設等の水害対策強化) 【福祉課・介護保険課】

- 大雨等による水害の発生時、避難に時間を要する社会福祉施設等の利用者の被害が拡大するおそれがあることから、社会福祉施設等の水害対策のための改修等を促進する必要がある。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（災害対応業務の標準化・共有化）【防災交通課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（過去の教訓や経験の伝承）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

（阿蘇山噴火時の避難体制の整備）【防災交通課】

- 阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、大きな被害が発生するおそれがあることから、地域住民や観光客などに対する迅速かつ適切な情報提供等の防災体制を構築する必要がある。

（山地・土砂災害対策の推進）【防災交通課】

- 台風や集中豪雨等により大規模な土砂災害や土砂の崩壊や流出などの山地災害が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定などを進める必要がある。

（要支援者対策の推進）【防災交通課・福祉課・介護保険課】（再掲）

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

（観光客の安全確保等）【商業観光課】（再掲）

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動が遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総合政策課・防災交通課・企業振興課】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校等の災害対応の機能向上) 【子育て支援課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内等での情報連絡体制の整備及び児童生徒等が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

2-1 被災地でのアクセス道路途絶等による食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(エネルギー供給源の多様性の確保) 【防災交通課・環境保全課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、住宅・事業所、防災拠点や避難所等となる公共施設の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(ライフライン事業者との連携促進) 【防災交通課・建設課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインが被災し、エネルギー供給が長期間停止するおそれがあることから、ライフライン事業者と連携して早期に復旧する必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【防災交通課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(県や町での備蓄の推進) 【防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【防災交通課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより、多くの被災者が発生し、行政による備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、民間企業と協定等を締結するなど、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(水道施設の耐震化等) 【防災交通課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備) 【防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室・福祉課・下水道課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の円滑な開設や運営が困難となるおそれがあること、また新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえ、平時から防災機能の強化及び体制の整備を図る必要がある。

(指定避難所等の確保及び周知) 【防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室・福祉課・介護保険課】

- 大規模災害時、災害の規模や新型コロナウイルス感染症対策等により、十分な受入れができないおそれがあるため、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所を確保するとともに、福祉避難所は要配慮者専用の避難所であることを、住民へ周知する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康保険課・介護保険課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営) 【新型コロナウイルス感染症対策室・福祉課・介護保険課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(熊本DCA Tの受入体制整備) 【福祉課・介護保険課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。

(指定避難所以外の避難者の把握体制) 【防災交通課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康保険課】

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(災害時の活動拠点等の整備) 【防災交通課・商業観光課】

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

2-3 アクセス道路途絶等による多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み) 【防災交通課】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、県と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【農政課・建設課】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入) 【防災交通課・環境保全課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化) 【防災交通課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(山地・土砂災害や浸水等への対策推進) 【防災交通課・農政課・建設課】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

2-4 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化) 【防災交通課】

- 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【防災交通課】

- 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(県内消防応援隊の活用) 【防災交通課】

- 大規模災害時は、消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部との連携体制の充実を行う必要がある。

(自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【防災交通課】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【防災交通課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【防災交通課】

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(救助・救急ルート確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(緊急交通路の確保) 【防災交通課】

- 大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【防災交通課】

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

(帰宅困難者や徒歩帰宅者等のための公園緑地の整備) 【都市計画課】

- 大規模災害時に発生する大量の帰宅困難者等のための滞在場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の再整備を進めていく必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総合政策課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築）【防災交通課】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

（活動に必要な燃料の供給）【防災交通課】

- 大規模災害時、町外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（医療救護活動の体制整備）【健康保険課】

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

（熊本DPATの受入体制整備）【福祉課】

- 大規模災害時、被災地域の精神科病院や保健所等の機能が低下するとともに、心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる体制の整備を行う必要がある。

（実働機関のヘリコプターの活用）【防災交通課・健康保険課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、実働機関のヘリコプターの効率的な運用が必要である。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【新型コロナウイルス感染症対策室・健康保険課・環境保全課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康保険課・介護保険課】（再掲）

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（エコノミークラス症候群の予防）【健康保険課】（再掲）

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

（生活用水の確保）【防災交通課・環境保全課・子育て支援課・学校教育課】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（下水道BCPの充実）【下水道課】

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

（家畜伝染病対策の充実・強化）【農政課】

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施し、家畜保健衛生所や農業団体等が一体となって、家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化を図る必要がある。

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(バリアフリー等の防災機能強化) 【防災交通課・福祉課・介護保険課・下水道課】

- 大規模災害時、地域の高齢者や障がい者等を含む不特定多数の避難者が良好な健康状態を維持できるよう、避難所の防災機能の強化を図る必要がある。

(避難所環境の充実) 【防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室】

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、必要な物資の備蓄に加え、災害発生時に円滑に避難所の運営が行えるよう、運営体制を整える必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康保険課・介護保険課】 (再掲)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(熊本DCATの受入体制整備) 【福祉課・介護保険課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。

(指定避難所以外の避難者の把握体制) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康保険課】 (再掲)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【防災交通課・各施設所管課】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課・総合政策課・財政課・防災交通課】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎

や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【学校教育課】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【防災交通課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の受援・応援体制の構築) 【総務課・防災交通課】

- 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【防災交通課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【防災交通課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【防災交通課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（通信手段の機能強化）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（避難指示等の適切な発令）【防災交通課】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、町において避難指示等が適切に発令される必要がある。

（事前予測が可能な災害への対応）【防災交通課】（再掲）

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民へ

の迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（通信手段の機能強化）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【防災交通課】

- 大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断や支援ルートの途絶等による企業の生産力低下及び社会経済活動維持への甚大な影響

（事業者におけるBCP等策定促進）【商業観光課・企業振興課】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【商業観光課・企業振興課】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【建設課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（エネルギー供給に向けた燃料供給体制の構築）【防災交通課】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

（社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設等の保全）【農政課】

- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

（災害時の集出荷体制等の構築）【農政課】

- 大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

（農業施設等の耐候性等の強化）【農政課】

- 大規模災害時の農業施設、園地等の被災により、本県で盛んな施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

（共済加入の促進）【農政課】

- 降灰や風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(交通ネットワークの確保に向けた鉄道事業者との連携) 【総合政策課】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、対応策の整備を進める必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるBCP等策定促進) 【商業観光課・企業振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画 (BCP) 策定を促進する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【防災交通課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより、多くの被災者が発生し、行政による備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、民間企業と協定等を締結するなど、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【建設課】 (再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の活動拠点等の整備) 【防災交通課・商業観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

5-7 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備) 【防災交通課】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水、応急復旧支援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【防災交通課・環境保全課・子育て支援課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【防災交通課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入) 【防災交通課・環境保全課】 (再掲)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築) 【防災交通課】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、電力供給ネッ

トワークや石油・L Pガスサプライチェーンの機能が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備) 【防災交通課】 (再掲)

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水、応急復旧支援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【防災交通課・環境保全課・子育て支援課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(上水道BCPの策定) 【防災交通課】

- 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

(工業用水道施設の強靱化) 【工業用水道課】

- 大規模災害時、工業用水道施設の被災により、工業用水の供給が停止するおそれがあることから、工業用水道施設の強靱化等を行う必要がある。

(九州内の工業用水道事業者間の連携体制の整備) 【工業用水道課】

- 大規模災害時、工業用水道施設の被災により、工業用水の供給が停止するおそれがあることから、被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、事業者間の連携体制を整備する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等) 【下水道課】

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

(浄化槽の整備等) 【下水道課】

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) 【下水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総合政策課】 (再掲)

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【総合政策課・商業観光課】

- 大規模災害時、公共交通機関を利用する帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において従業員や顧客のむやみな移動を抑制する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【農政課・建設課】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（施設の長寿命化、災害復旧事業の推進）【農政課・建設課】

- 大規模災害時に防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため、保全施設の整備を推進する必要がある。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【防災交通課・都市計画課】

- 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（消防の災害対処能力の強化）【防災交通課】

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

（県内消防応援隊の活用）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時は、消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部との連携体制の充実を行う必要がある。

（自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【防災交通課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（帰宅困難者や徒歩帰宅者等のための公園緑地の整備）【都市計画課】（再掲）

- 大規模災害時に発生する大量の帰宅困難者等のための滞在場所や徒歩帰宅者の休憩・情

報提供等の場となる公園緑地の再整備を進めていく必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【都市計画課】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【都市計画課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農政課】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【建設課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

(有害物質の流出対策等) 【環境保全課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

(アスベスト対策) 【環境保全課・都市計画課】

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアス

ベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

(NBC災害に対応する資機材の整備) 【環境保全課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害（NBC災害）への対応体制を整備する必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による町土の荒廃

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農政課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進) 【農政課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進) 【農政課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(治山・砂防施設等の計画的な整備の推進) 【防災交通課・農政課】

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興) 【防災交通課・農政課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響

（阿蘇山噴火時の避難体制の整備）【防災交通課】（再掲）

- 阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、大きな被害が発生するおそれがあることから、地域住民や観光客などに対する迅速かつ適切な情報提供等の防災体制を構築する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【防災交通課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【防災交通課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（共済加入の促進）【農政課】（再掲）

- 降灰や風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

（農業施設等の耐候性等の強化）【農政課】（再掲）

- 大規模災害時の農業施設、園地等の被災により、本県で盛んな施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

（降灰対策の推進）【環境保全課・健康保険課・建設課】

- 火山の大規模噴火に伴う降灰により、住民生活への支障や健康への影響が懸念されることから、平時から降灰に伴う健康被害や対策について啓発をしておく必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制等の構築）【環境保全課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、災害廃棄物処理計画に基づき、平時から、仮置場候補地の選定や関係団体等との連携など、災害時の廃棄物早期適正処理のために備える必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材の確保）【建設課】

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

（学校における人材の育成）【学校教育課】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

（災害ボランティアとの連携）【総務課・防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課・防災交通課・税務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【都市計画課】（再掲）

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

（被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備）【生涯学習課】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

（埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【生涯学習課】

- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・防災交通課・税務課】 (再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災者の住まいの確保と再建) 【都市計画課】

- 大規模災害後、被災者の一時的な住まいとなる仮設住宅の確保と、被災者の意向に沿った住まいの再建支援のための支援が必要である。

(地籍情報の適正な管理) 【税務課】

- 土地境界の確認ができないと、関係する土地の境界復元に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍情報を適正に管理する必要がある。

(自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等) 【防災交通課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、住民の地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携) 【総務課・防災交通課・新型コロナウイルス感染症対策室】 (再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備) 【福祉課・介護保険課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、住民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商業観光課・企業振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-4 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道事業者等との連携) 【総合政策課】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、対応策の整備を進める必要がある。

(災害時の交通安全対策) 【防災交通課】

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、平時からの交通安全の徹底が必要である。

(地籍情報の適正な管理) 【税務課】 (再掲)

- 土地境界の確認ができないと、関係する土地の境界復元に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍情報を適正に管理する必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【建設課】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防火・耐震対策) 【生涯学習課】

- 大規模災害時に、国指定等文化財等が被害にあうおそれがあることから、防火・耐震対策を進める必要がある。

(地域における共助の推進) 【福祉課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化) 【総合政策課・防災交通課】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊、治安の悪化等が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携) 【学校教育課】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【総合政策課・新型コロナウイルス感染症対策室・福祉課・介護保険課】

- 大規模災害による地域活動の縮小・休止等によりコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【防災交通課】 (再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8-7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・防災交通課・税務課】 (再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災者の住まいの確保と再建) 【都市計画課】 (再掲)

- 大規模災害後、被災者の一時的な住まいとなる仮設住宅の確保と、被災者の意向に沿っ

た住まいの再建支援のための支援が必要である。

（地籍情報の適正な管理）【税務課】（再掲）

- 土地境界の確認ができないと、関係する土地の境界復元に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍情報を適正に管理する必要がある。

（自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等）【防災交通課】（再掲）

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、住民の地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入を促進する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【商業観光課・企業振興課】（再掲）

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-8 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【防災交通課・商業観光課】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

【別紙】 前計画の重要業績指標（KPI）の進捗状況

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	実績値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ	指標の 動向
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる							
防災訓練参加者数	4,147人	H30	4,500人	4,122人	R3	1-1	↓
住宅の耐震化率	84.8%	H27	95.0%	96.1%	R2	1-1	達成
公営住宅長寿命化計画進捗率(大規模改修の戸数/公営住宅戸数)	14.9%	H30	29.5%	18.7%	R3	1-2	↗
町立学校の非構造部材の耐震対策率	100.0%	R1	100.0%	80.0%	R3	1-2	↓
介護施設等のスプリンクラー整備率	100.0%	H30	100.0%	88.0%	R3	1-2	⇒
多数の者が利用する建築物の耐震化率	90.5%	H27	95.0%	96.6%	R2	1-2	達成
道路改良及び舗装の補修等	21路線/年	H30	20路線/年	19路線/年	R3	1-4	↓
道路網の整備率	82.8%	H30	84.0%	83.1%	R3	1-4	↗
橋梁長寿命化修繕計画(点検)	30箇所/年	H30	30箇所/年	32箇所/年	R3	1-4	達成
橋梁点検実施率	20.0%/年	H30	20.0%/年	22.0%/年	R3	1-4	達成
橋梁長寿命化修繕計画(補修)	1箇所/年	H30	3箇所/年	1箇所/年	R3	1-4	⇒
下井手護岸整備	3,166m	H30	3,804m	3,535m	R3	1-4	↗
災害時避難行動要支援者個別支援計画策定数	1,703人	H30	2,200人	2,133人	R3	1-6	↗
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)							
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	21路線/年	H30	20路線/年	19路線/年	R3	2-1、2-3、2-4、2-5、2-7	↓
道路網の整備率<再掲>	82.8%	H30	84.0%	83.1%	R3	2-1、2-3、2-4、2-5、2-7	↗
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	H30	30箇所/年	32箇所/年	R3	2-1、2-3、2-4、2-5、2-7	達成
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	H30	20.0%/年	22.0%/年	R3	2-1、2-3、2-4、2-5、2-7	達成
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	H30	3箇所/年	1箇所/年	R3	2-1、2-3、2-4、2-5、2-7	⇒
非常食備蓄数	0食	H30	60,000食	36,000食	R3	2-1	↗
福祉避難所連絡会の開催	0回	H30	1回以上	0回	R3	2-2	⇒
自主防災組織 組織率(組織した行政区の世帯数/町内世帯数)	77.1%	H30	90.0%	68.6%	R3	2-3	↓
林業作業道整備	2,634m	H30	4,134m	2,924m	R3	2-3	↗
予防接種法に基づく予防接種麻しん/風しんワクチンの接種率	98.2%	H30	100.0%	92.0%	R3	2-8	↓
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する							
防災拠点施設である庁舎の耐震化	18.0%	H31	100.0%	100.0%	R3	3-3	達成
多数の者が利用する建築物の耐震化率<再掲>	90.5%	H27	95.0%	96.6%	R2	3-3	達成
防災訓練参加者数<再掲>	4,147人	H30	4,500人	4,122人	R3	3-3	↓
地域と一体となった訓練の実施数	72.1%	H30	90.0%	91.7%	R3	3-3	達成
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する							
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	21路線/年	H30	20路線/年	19路線/年	R3	4-2	↓
道路網の整備率<再掲>	82.8%	H30	84.0%	83.1%	R3	4-2	↗
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	H30	30箇所/年	32箇所/年	R3	4-2	達成
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	H30	20.0%/年	22.0%/年	R3	4-2	達成
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	H30	3箇所/年	1箇所/年	R3	4-2	⇒

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない							
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	21路線/年	H30	20路線/年	19路線/年	R3	5-1、5-2、5-6、5-9	↓
道路網の整備率<再掲>	82.8%	H30	84.0%	0.831	R3	5-1、5-2、5-6、5-9	↗
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	H30	30箇所/年	32箇所/年	R3	5-1、5-2、5-6、5-9	達成
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	H30	20.0%/年	22.0%/年	R3	5-1、5-2、5-6、5-9	達成
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	H30	3箇所/年	1箇所/年	R3	5-1、5-2、5-6、5-9	⇒
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る							
合併処理浄化槽の普及率	73.9%	H30	74.2%	73.4%	R3	6-3	↓
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	21路線/年	H30	20路線/年	19路線/年	R3	6-4、6-5	↓
道路網の整備率<再掲>	82.8%	H30	84.0%	0.831	R3	6-4、6-5	↗
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	H30	30箇所/年	32箇所/年	R3	6-4、6-5	達成
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	H30	20.0%/年	22.0%/年	R3	6-4、6-5	達成
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	H30	3箇所/年	1箇所/年	R3	6-4、6-5	⇒
林業作業道整備<再掲>	2,634m	H30	4,134m	2,924m	R3	6-4	↗
7 制御不能な二次災害を発生させない							
間伐面積	0.0ha	R1	27.88ha	22.9ha	R5	7-6	↗
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する							
災害廃棄物処理計画の策定	未策定	R1	策定する	策定済み	R3	8-1	達成
防災士登録者数	90人	H30	100人	110人	R3	8-4	達成
自主防災組織 組織率(組織した行政区の世帯数/町内世帯数)<再掲>	77.1%	H30	90.0%	68.6%	R3	8-4	↓
町立学校におけるコミュニティ・スクール数	9校	R1	9校	9校	R3	8-4	達成
道路改良及び舗装の補修等<再掲>	21路線/年	H30	20路線/年	19路線/年	R3	8-5	↓
道路網の整備率<再掲>	82.8%	H30	84.0%	83.1%	R3	8-5	↗
橋梁長寿命化修繕計画(点検)<再掲>	30箇所/年	H30	30箇所/年	32箇所/年	R3	8-5	達成
橋梁点検実施率<再掲>	20.0%/年	H30	20.0%/年	22.0%/年	R3	8-5	達成
橋梁長寿命化修繕計画(補修)<再掲>	1箇所/年	H30	3箇所/年	1箇所/年	R3	8-5	⇒
下井手護岸整備<再掲>	3,166m	H30	3,804m	3,535m	R3	8-6	↗